

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 国道改良工事に係る契約不適合責任
に基づく損害賠償請求について 〕

令和7年4月

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

第 1 監査の請求	1
1 請求人	
2 請求のあった日	
3 請求の要旨	
第 2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会	2
第 3 監査の実施	2
1 監査対象事項	
2 監査対象機関	
3 関係人	
4 監査対象機関に対する監査の実施	
5 関係人からの聴き取り	
6 監査の執行者	
第 4 監査の結果	3
1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解	
2 関係人からの聴き取り	
3 監査委員の判断	
第 5 本件請求に対する結論	14
第 6 意見	15
参考	
1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋）	16
2 関係法令等（抜粋）	40
3 本件工事に係る契約書等	45
4 補足説明資料	57
5 住民監査請求制度の概要	63

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

鳥取県職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により監査を行った結果、措置請求事項については理由がないものと認め、棄却することを決定した。

第 1 監査の請求

1 請求人

鳥取県日野郡日南町矢戸 1193-1 澤田 信介

請求人代理人 鳥取県境港市上道町 3282 弁護士 魚谷 和世

2 請求のあった日

令和 7 年 3 月 5 日（受付日）

3 請求の要旨

監査委員は請求の要旨を以下のとおりと解した。（本件請求書は別添のとおり。）

（1）鳥取県は、A 社に対し、国道 181 号（佐川～根雨原工区）改良工事（1 工区）（防災安全交付金）（以下「本件工事」という。）を発注し、令和 4 年 4 月 1 日に着工し、令和 5 年 3 月 20 日に当該工事を完成させ、令和 5 年 3 月 24 日に完成検査が行われたが、小段ステップの幅が確保されておらず、また、法面が平滑でなく接地面積が確保できていないのにもかかわらず、そのまま受圧板を設置する施工不良があった。

（2）鳥取県は、令和 5 年度に B 社に発注した国道 181 号（佐川～根雨原工区）法面工事（2 工区）（防災安全交付金）（以下「法面工事」という。）において、当該施工不良箇所を補修する工事を設計に計上し、変更契約において施工不良箇所をすべて補修する工事を追加して発注した。

鳥取県は、令和 5 年度に法面工事を B 社に発注したが、当初工事の設計に掘削工＜掘削（硬岩 片切掘削 3 立法メートル）＞を計上し、変更後の設計では、掘削工＜掘削（人力硬岩掘削 1.5 立法メートル分）（人力積込 硬岩 2 立法メートル）（人力運搬（運搬～取卸し）換算距離 40 メートル以下（20 メートル超） 2 立法メートル）＞に変更して小段ステップの幅が確保された。また、モルタル間詰工を追加し、受圧板の施工不良を解決した。

（3）B 社に対し、A 社の施工不良の補修のための追加工事に支払った工事代金は、以下のとおり 1,176,175 円である。

①掘削	378,816 円
②モルタル間詰工	231,686 円
③直接工事費（①＋②）	610,502 円
④経費（③×90.58%）	552,992 円
⑤工事価格（③＋④）	1,163,494 円
⑥消費税相当額（⑤×10%）	116,349 円
⑦工事費合計	1,279,843 円
⑧施工不良補修のための追加工事に支払った工事代金（⑦×落札率 91.90%）	1,176,175 円

(4) A社が受注した本件工事に施工不良箇所があるのであれば、鳥取県は、本来A社に修補請求するか、または契約不適合責任に基づく損害賠償請求をA社に行使しなければならないが、鳥取県は、損害賠償請求を怠り、県に1,176,175円の損害が生じている。

よって、鳥取県は、A社に対し、契約不適合責任に基づき1,176,175円を請求する措置をとるべきである。

(5) 本件工事の完成・引渡しから1年以上経過しているが、A社が引渡しをした令和5年3月24日から2年以内は、本件工事に対する契約不適合責任に基づく賠償請求権の行使が可能である。

また、B社に発注した工事を完成させた令和6年3月15日でなければ、契約不適合責任に基づく損害の存在及び損害額が確定できないため、本件請求が本件工事の工事完成・引渡しから1年以上経過していることについては、正当な理由がある。

(6) 本件工事完了後に、本件工事の施工箇所で別工事を施工していたC社の現場代理人は、県職員から「小段の不良部分をついでに取ってくれ」との依頼を受けたが、補修に応じなかった。

第2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、本件請求が法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理し、請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「本件工事の契約不適合責任に基づくA社に対する損害賠償請求を行使しないことが法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたるかどうか。」とした。

2 監査対象機関

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局（以下「米子県土整備局」という。）

3 関係人

本件工事の検査員、本件工事の受注者A社及び受圧板の製造販売会社

4 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求について、本件工事契約の履行状況を確認するため、資料の提出、関係者からの聴き取り及び現地調査により監査を実施した。

5 関係人からの聴き取り

本件請求の監査に当たっては、本件工事の検査員、本件工事の受注者A社及び受圧板の製造販売会社から、聴き取りを行った。

本件工事の検査員に対しては、本件工事の検査の実施状況について、書面により聴き

取りを行った。

本件工事の受注者A社に対しては、監督員との協議の状況について、書面により聴き取りを行った。

受圧板の製造販売会社に対しては、受圧板の施工方法について、書面により聴き取りを行った。

6 監査の執行者

監査委員 高務 裕子

監査委員 牧田 宗大

監査委員 山根 こころ

監査委員 川部 洋

第4 監査の結果

1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解

(1) 本件工事について

ア 工事の概要

工事名	国道 181 号（佐川～根雨原工区）改良工事（1 工区）（防災安全交付金）
請負業者名	A 社
工事場所	日野郡江府町佐川
主な工事の内容	施工延長 L=91.7 メートル 土工 掘削工 V=3,156 立方メートル 法面工 鉄筋挿入工 N=336 本
工期	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 12 月 23 日（当初契約） 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 24 日（第 1 回変更後）
請負代金額	101,860,000 円（当初契約金額） 41,718,600 円（第 1 回変更：増額） 15,369,200 円（第 2 回変更：増額） 158,947,800 円（最終契約金額）
契約日	令和 4 年 3 月 2 日（当初契約） 令和 4 年 12 月 21 日（第 1 回変更） 令和 5 年 3 月 15 日（第 2 回変更）
入札年月日	令和 4 年 2 月 18 日
着工年月日	令和 4 年 4 月 1 日
完成年月日	令和 5 年 3 月 20 日
完成検査年月日	令和 5 年 3 月 24 日
工事金支払状況	令和 4 年 4 月 22 日：40,740,000 円（前金払） 令和 5 年 4 月 7 日：118,207,800 円（完成払）

イ 主な経緯

年月日	内容
令和4年1月31日	簡易評価型総合評価競争入札にて調達公告
3月2日	受注者と請負契約を締結
11月中旬	監督員は法面に凹凸が残ったまま受圧板を設置することを現場代理人に指示
12月中旬	監督員は小段ステップの岩突出部を残置することを現場代理人に指示
12月19日	変更伺（第1回）決裁 （変更理由） ・山切掘削を実施した結果、想定以上に岩盤が硬く、大型ブレーカのみでは破砕が極めて困難であったため、削孔及び静的破砕剤を併用したうえで掘削を進める必要が生じたため。 ・工期の延伸は上記作業増による。 ※本措置請求事項以外の施工に係るもの
12月21日	受注者と請負金額の変更契約を締結 ・工事費の増 増額 41,718,600 円 ・工期の延伸（令和4年12月23日→令和5年3月24日）
令和5年3月14日	変更伺（第2回）決裁 （変更理由） ・1段目法面の山切掘削を進めたところ、想定以上に硬岩の範囲が広がったため、削孔・静的破砕剤充填の数量を増としたことによる。 ※本措置請求事項以外の施工に係るもの
3月15日	受注者と請負金額の変更契約を締結 ・工事費の増 増額 15,369,200 円
3月20日	受注者は工事完成を通知
3月24日	受注者は工事完成検査を受検・合格
3月24日	請負契約期間終了

ウ 本件工事の完成・引渡しについて

A社が施工した工事について、受注者から令和5年3月20日に工事完成の通知があり、3月24日に完成検査を受け合格していた。

なお、引渡日は工事完成検査の検査結果通知のあった日の令和5年3月24日となる。

エ 本件工事の施工不良について

米子県土整備局の主張は、以下のとおりである。

（ア）小段ステップの幅の確保

測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないことに

については、監督員が受注者に指示をして突出部を残置することとしたため、施工不良ではないとの認識である。

- ・ 岩の突出部の措置については、以下の事由を考慮した結果、突出部を残置したまま引渡を受けたものである。

(事由)

- ① 別途人力等による細かい施工が必要であると判断したこと。(オープン掘削の大型ブレーカでは掘削不能で、静的破碎工の施工では法面を無用に傷めてしまうため)
 - ② 地元への硬岩の破碎音や砂礫の飛散の影響を考え、窓を閉めている12～2月の間に仮設防護柵より地盤面を切り下げる必要があり、その工期が不足すること。
 - ③ 繰越明許費の予算執行であり年度内に完成させる必要があること。
- ・ 掘削の数量は鳥取県土木工事標準積算基準書及び土木工事数量算出要領(案)に基づき平均断面法で土量計算を行うこととなっている。
 - ・ 平均断面法による岩掘削数量の算出に当たっては、契約図書中の各測点の横断面図を用いて算出するため、横断面図の測点に位置しない局所的に残置した突出部は数量算出上表れないことから、岩突出部の残置によって、岩掘削の数量に変更はなく、費用の増減は伴わないと判断している。

(イ) 平滑でない法面

- ・ 本措置請求事項の施工箇所については、軟岩を含む土砂層の斜面であり平滑に仕上げるのは困難であることから、受注者に指示の上、受圧板を今回工事で設置するにとどめて、受圧板と地山に生じる間隙はモルタルによる間詰めを行うこととし、モルタル間詰の施工は次回以降の法面工事で行うこととしたため、施工不良ではないとの認識である。
- ・ 施工手順に関しては当該受圧板の製造販売会社に確認した結果、当該手順は理にかなっているとの回答を得ている。
- ・ 次回以降の法面工事に対応することとした理由は、当時の斜面は比較的安定しており速やかに法面工事を発注することで間詰工の対応が可能であると判断できたこと、間詰にはモルタルを吹付けるポンプなど(必要ヤード延長が20メートル)が必要となり、硬岩掘削の作業中であったため、現場で施工するスペースの余裕はなかったこと、前述の硬岩掘削と同様に工程も見通しが立たなかったことによるものである。
- ・ 以上により、本件工事ではなく次回発注の法面工事において施工することが合理的であると判断した。
- ・ 従って、本件工事では、所定の数量の受圧板を法面及び(法面に挿入した)鉄筋に定着させるまでが契約の内容であり、実際に契約どおり現場で施工されていることから、施工不良ではない。

(ウ) 口頭での指示

- ・ (ア) 及び (イ) の対応の協議について、監督員の受注者への指示は口頭でされており、当該指示を証する書面は、残っていない。
- ・ 受発注者間で必要となる文書協議の事案については、鳥取県建設工事執行規則第 39 条 (昭和 48 年鳥取県規則第 66 号) (設計図書と工事現場との不一致等の場合の措置) に規定されているとおりであり、一部に残置しなければならない硬岩が出現したこと及び一部に受圧板の背面に軟岩が出現したことにより不陸が生じたことについては、同規則第 39 条第 1 項 4 号に該当するため、文書として記録しておくべきものであった。

(注) 本件工事の監督員はすでに退職しているため、米子県土整備局の職員から聞き取りを行ったものである。

(2) B 社に発注した工事について

ア 工事の概要

工事名	国道 181 号 (佐川～根雨原工区) 法面工事 (2 工区) (防災安全交付金)
請負業者名	B 社
工事場所	日野郡江府町佐川
主な工事の内容	施工延長 L=73.6 メートル 連続繊維補強土工 A=608 平方メートル 植生基材吹付工 A=608 平方メートル 鉄筋挿入頭部処理工 N=239 箇所 小段排水工 L=112 メートル
工期	令和 5 年 8 月 30 日～令和 6 年 3 月 4 日
請負代金額	29,260,000 円 (当初契約金額) 2,273,700 円 (第 1 回変更: 増額) 31,533,700 円 (最終契約金額)
契約日	令和 5 年 8 月 29 日 (当初契約) 令和 6 年 2 月 27 日 (第 1 回変更)
入札年月日	令和 5 年 8 月 17 日
着工年月日	令和 5 年 8 月 30 日
完成年月日	令和 6 年 3 月 4 日
完成検査年月日	令和 6 年 3 月 15 日
工事金支払状況	令和 5 年 9 月 26 日: 11,700,000 円 (前金払) 令和 6 年 2 月 9 日: 9,790,000 円 (部分払) 令和 6 年 4 月 12 日: 10,043,700 円 (完成払)

イ 主な経緯

年月日	内容
令和5年7月26日	簡易評価型総合評価競争入札にて調達公告
8月29日	受注者と請負契約を締結
10月11日	受注者から硬岩掘削方法について協議 ・機械掘削では過掘、小段の破壊の恐れがあるため、人力掘削にて施工
11月1日	受注者への指示事項 ・受圧板＋鉄筋挿入を設置している地山は岩質であり凹凸が著しいことから、受圧板との地山密着を図るためモルタル間詰めを行うこと。なお、実施数量把握のため適宜間隙を計測し報告すること。 実測数量と間詰め実施数量と乖離がない事を確認し変更にて積算計上する。
令和6年2月21日	変更伺（第1回）決裁 （変更理由） ・硬岩掘削を人力施工としたことによる工事費の増（令和5年10月11日協議書）外
2月27日	受注者と請負代金額の変更契約を締結 ・工事費の増 増額 2,273,700 円
3月4日	請負契約期間終了
3月6日	受注者は工事完成を通知
3月15日	受注者は工事完成検査を受検・合格

ウ 施工不良箇所の補修について

米子県土整備局の主張は以下のとおりである。

- ・ 法面工事において、当初目測により概数算定した3立方メートルの法面全体の突出部を人力併用の硬岩片切掘削で発注した（硬岩片切掘削は必要な工事を発注したものであり、施工不良ではないとの認識である。）。
- ・ 実際に現地計測をしたところ、処理が必要な部分は1.5立方メートル程度であったこと、また非常に硬い岩であることから人力併用の硬岩片切掘削では切り下げは困難で、特殊な施工方法でカットしていく必要があり、数量の変更及び工事費用の増額で変更計上した。
- ・ 受圧板の間詰めも同様に必要な工事を発注したものであり、施工不良ではないとの認識である。

エ A社に係る契約不適合責任に基づく損害賠償請求について

米子県土整備局の主張は以下のとおりである。

- ・ 施工不良箇所や契約不適合は存在しないと認識しているため、違法又は不当な財務上の行為はなく、損害賠償請求を行使することはない。
- ・ B社に積算計上している掘削及びモルタル間詰め工は、本件工事には計上さ

れていないものであり、A社との契約に不適合はない。

- ・ 掘削工（中硬岩）で対応できない硬岩の掘削と受圧板の間詰は、そもそもA社の契約にない工事であることから、B社の後発工事に対応しているものであり、県には一切の損害は生じていない。

（３）C社の現場代理人への依頼について

米子県土整備局の主張によると、「小段の不良部分をついでに取ってくれ」とは言っておらず、口頭による相談で「岩の突出部分を削ることはできますか」と、変更契約で対応可能ならばそのように進めたいがどうかという意図で、C社の担当者に聞いたものとのことである。

以上、当項目については、請求人及び米子県土整備局双方に証左がないことから、監査委員としての判断を行わないものとする。

2 関係人からの聴き取り

関係人から聴き取った内容は、以下のとおりである。

（１）本件工事の検査員（工事検査課（兼務）職員）

- ・ 本件工事の現地での検査は、現地到着後に検測可能な工種について検測する項目と位置を告げ、施工現場を検測しながら踏査及び目視確認を行った。
- ・ 書類検査と現地検査で疑義がないと判断したため、受注者へ検査合格を告げて検査を終了した。

ア 測点No.12 付近について、小段ステップの幅が確保されていないこと

- ・ 状況については、現地で目視をして認識した。
- ・ 現地で監督員から「相当に硬い露岩のため、当工事における岩掘削は困難であったことから、現状で引渡しを受けることを受注者と申し合わせている。」旨の説明を受け、また、その際に受注者も監督員の発言に同意していた。
- ・ 発注者、受注者の双方の認識が共通しており、検査上問題とすることには当たらないと認識したと記憶している。
- ・ 協議書等は確認していないが、書面による協議が必要かは発注者が判断すべき事項と考える。
- ・ 設計と現場状況は一致しており、工事の関係書類が不足しているとの認識はない。

イ 法面が平滑でないため、受圧板の接地面積が確保できていないこと

- ・ 状況については、現地で目視をして認識をした。
- ・ 監督員から「受圧板を設置した現状が当契約の完成形である」旨の説明を受けた。
- ・ 監督員の説明から、検査上問題とすることには当たらないと認識したと記憶している。
- ・ 協議書等は確認していないが、書面による協議が必要かは発注者が判断すべき事項と考える。
- ・ 設計と現場状況は一致しており、工事の関係書類が不足しているとの認識はない。
- ・ 支圧板の設置については、現地検査時の記憶及び撮影写真から、岩掘削面のため空隙は生じるが、緩みなく設置されていたため、適当と判断したように記憶してい

る。

- ・ 岩掘削で切土法面を平滑に仕上げることは困難であり、凹凸が生じうるとの認識から、切土工事の出来ばえについては、当初、「岩掘削の一般的な仕上がり」であるとし、全体に渡り外観の仕上げが良い、との評価をしていない。

なお、後に検査専門員と調整の上で、切土工事の出来ばえについては、「木根が残っている箇所がある」ため、全体に渡り外観の仕上げが良い、との評価をしないこととするよう修正した。

(2) 本件工事の受注者A社

ア 岩の突出部について

- ・ 岩の突出部の残置について協議があったのは、令和4年11月～12月頃である。
- ・ 協議内容は、突出部について、硬岩の人力破碎を検討し、立会時に監督員に相談、打合せをした。
- ・ 硬岩の人力破碎は別途手間と費用を費やすが、地盤面をより早く仮設防護柵より切り下げたいとのことであった。進行中であった静的破碎工の進捗が不明瞭であり、工期が不足する可能性があるため、硬岩突出部は残置し、次回工事で対応することであった。
- ・ いずれにせよ切下げ作業を優先するように監督員から言われた。
- ・ この件に関する記録、メモなど協議内容のわかるものについては、特になし。

イ 受圧板について

- ・ 受圧板について協議があったのは、令和4年11月～12月頃である。
- ・ 協議内容は、鉄筋挿入工立会時に受圧板背面の凸凹の処置について相談打合せを実施し、検討した結果、受圧板を設置してからモルタル吹付がよいと判断されたが、切下げ掘削を優先したいことと、吹付機械等の施工ヤード確保が困難なため、今回は受圧板設置までとし、別途発注予定の法面工事でモルタル吹付をされるとのことであった。
- ・ この件に関する記録、メモなど協議内容のわかるものについては、特になし。

ウ 建設工事請負契約書第18条（条件変更等）の規定による監督員への通知について

- ・ 通知は行っていない。
- ・ 現場で直接監督員と相談・打合せを行い、工法の変更も金額の変更もないので、書面での通知は必要ないと認識している。

(3) 受圧板の製造販売会社

- ・ 地山補強土工法の受圧板については、補強鉄筋に発生した引張力を地山へ伝達するため、極力、受圧板全面が地山に接地する取り付けをお願いしている。

そのため、通常、モルタル吹付や不陸調整マットを使用していただき、受圧板の設置面を平滑にしてパネル設置をしていただいているが、モルタル吹付で全面を覆う現場などにおいては、パネル設置後、後発工事にてモルタル吹付を行い、間詰と表面被覆を一度に行う現場も多数実績がある。

- ・ 当社受圧板については、格子形状となっているため、格子内からパネル背面にもモルタルが入る仕様となっている。パネル背面に空隙ができていない場合については問題があると考えますが、モルタルが背面もしっかりと充填されていれば、設置前の不陸整正と同様の効果があると考えている。
- ・ 以上より、受圧板の機能および性能に対しては、後発工事によるモルタル吹付の充填は問題ない施工方法であると考えている。

3 監査委員の判断

請求人の主張を検証した結果は、次のとおりである。

- ① 本件工事について、契約書の設計図書に対する契約不適合があったと認められる。
- ② その不適合は、現場の地質等に起因した施工内容の変更で、県の監督員の指示によるものと考えられることから施工不良とは言えない。
- ③ 契約不適合があったといえども、岩掘削の数量及び鉄筋挿入工の数量に変更はないため、積算上費用の増減はなく、本件工事の契約不適合に伴う県の損害は生じていない。
- ④ B社に発注した工事は、本件工事の監督員の指示どおり本件工事の後発工事として計画し施工されたものであり、A社の施工不良の補修のために行ったものではない。
- ⑤ 監督員の指図による契約不適合については、鳥取県建設工事執行規則及び契約書の規定により、県に損害賠償請求権は生じない。

(1) 本件工事に係る契約不適合について

契約書では設計図書に従い契約を履行しなければならないと規定されているが、次のとおり完成した工事目的物が設計図書である契約図面と異なっていることから、契約不適合があったものと認められる。

ア 測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと

(ア) 小段ステップの幅の確保

本件請求書添付の事実証明書甲第3号証(写真)によれば、岩の突出部が残置されている。

また、事実証明書甲第5号証の1は、A社の施工完了後にB社が施工した当初の工事設計書であり、掘削工(硬岩 片切掘削 3立法メートル)が計上されており、事実証明書甲第5号証の2は、同じくB社が施工した変更後の工事設計書であり、掘削工(硬岩 片切掘削 3立法メートル)は廃止され、掘削工(人力硬岩掘削 一式)・(人力積込 硬岩 2立法メートル)・(人力運搬(運搬～取り卸し 2立法メートル)が計上されている。

米子県土整備局は、測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないことについては、監督員がA社に指示をして突出部を残置することとしたと説明している。

また、このことについては、関係人である本件工事の検査員及び本件工事のA社も同様の説明をしている。

(イ) 設計図書との検証

岩の突出部が残置され小段ステップの幅が確保されていない箇所は、測点No.12 と測点 KE1-2 の間にある。

最終の設計図書である第2回変更契約の測点No.12 と測点 KE1-2 の横断面図の小段ステップの幅は1500ミリメートルと示されている。

岩の突出部の横断面図はないが、工事目的物として測点No.12 と測点 KE1-2 の間の小段ステップの幅は1500ミリメートルとすることを表しているものと判断する。

以上から、工事目的物として測点No.12 と測点 KE1-2 の間の小段ステップの幅は1500ミリメートルとすることを表しているが、実際は、硬岩の一部が残置され小段ステップの幅が確保されなかったと判断する。

イ 平滑でない法面

(ア) 平滑でない法面に受圧板を設置している事実の確認

米子県土整備局から提出された工事写真によれば、平滑でない法面に受圧板を設置していることが認められる。

(イ) 設計図書との検証

受圧板設置箇所の測点No.11、測点No.13 及び測点 KA1-2 の横断面図によれば、平滑な法面に受圧板を設置することを、鉄筋挿入工詳細図によれば、受圧板を平滑な法面に設置することを表しているものと考えられる。

また、関係人である本件工事の受圧板の製造販売会社の説明によると「地山補強土工法の受圧板については、補強鉄筋に発生した引張力を地山へ伝達するため、極力、受圧板全面が地山に接地する取り付けをお願いしている。」ものであり、受圧板の機能を考慮すれば、当該鉄筋挿入工詳細図は、受圧板を平滑な法面に設置することを表しているものと考えられる。

以上から、実際は法面に凹凸が残ったまま受圧板を設置したと判断する。

(2) 監督員の指示について

請求人が主張する施工不良については、現場の地質等に起因し、監督員がA社に施工内容の変更を指示した結果であり、施工不良ではないとの米子県土整備局の主張があった。

しかしながら、この指示に関する書面の存在が確認できなかったことから、後発工事で最終的に選択された施工内容と当初契約の施工内容を契約書の設計図書で確認するとともに、施工内容の変更の指示に至った経緯を米子県土整備局及び関係人から聴き取りを行うことにより、監督員の指示があったかどうか、総合的に判断を行うこととした。

ア 後発工事（B社）で最終的に選択された施工内容と本件工事（A社）の施工内容

現場の状況（硬岩や軟岩）で最終的に必要となった工事内容は、「人力による（特殊）掘削」、「受圧板と地山との間隙部分のモルタル間詰工」であり、B社との契約の設計書

で確認できる。

その工事内容は、A社の契約書（当初、第1回変更、第2回変更）には計上されていなかった。

イ 施工内容の変更の指示

（ア）小段ステップの幅の確保

米子県土整備局は、令和4年12月中旬頃、監督員はA社に口頭の指示により、岩の突出部を残置することとしたと主張している。

また、測点No.12付近に局所的にできる突出部分の措置については、以下の事由を考慮した結果、突出部を残置したまま引渡を受けることと判断したと主張している。

（事由）

- ① 別途人力等による細かい施工が必要であると判断したこと。（オープン掘削の大型ブレイカでは掘削不能で静的破碎工の施工では法面を無用に痛めてしまうため）
- ② 地元への硬岩の破碎音や砂礫の飛散の影響を考え、窓を閉めている12～2月の間に仮設防護柵より地盤面を切り下げる必要があり、その工期が不足すること。
- ③ 繰越明許費の予算執行であり年度内に完成させる必要があること。

また、本件工事の第1回及び第2回の変更契約の鉄筋挿入工展開図において、岩の突出部の鉄筋の挿入を廃止している。米子県土整備局は、突出部が存置する部分の後背部は、硬いので鉄筋を挿入する必要があるため鉄筋挿入を廃止したと主張している。

さらに、米子県土整備局は、令和5年8月29日にB社と契約した工事請負契約の法面工事において、当初目測により概数算定した3立法メートルの法面全体の突出部を人力併用の硬岩片切掘削で発注していたが、実際に現地計測をしたところ、処理が必要な部分は1.5立法メートル程度であったこと、また非常に硬い岩であることから人力併用の硬岩片切掘削では切り下げは困難で、特殊な施工方法でカットしていく必要があり、協議を行った結果、数量の変更及び工事費用の増額で変更計上したと主張している。

以上、突出部を残置したまま引渡を受けることと判断した事由に合理性が認められること、突出部が存置する部分の後背部が硬いので鉄筋挿入を廃止したこと、実際にB社の工事において突出部が非常に硬い状態であること、関係人である本件工事の検査員及び本件工事の受注者A社からの聴き取り結果も米子県土整備局の主張と一致することから考察すると、監督員が現場代理人に岩の突出部を残置する指示を行ったものと判断する。

（イ）平滑でない法面

米子県土整備局は、令和4年11月中旬頃、監督員はA社に口頭の指示により、軟岩を含む土砂層の斜面であり平滑に仕上げるのは困難であることから、受圧板を今回工事で設置するにとどめて、間隙部分のモルタル間詰を施工するのは次回以降の後発工事で行うこととしたと主張している。

また、軟岩が分布しているためどうしても受圧板と地山に間隙が生じてしまう場合は、受圧板設置後にモルタルによる間詰めを行うという施工手順に関しては当該受圧板の製造販売会社に聞き取りし、当該手順は理にかなっているとの回答を得ていると主張している。

当主張に関しては本監査においても関係人である本件工事の受圧板の製造販売会社から聴き取りを行った結果、「受圧板の機能及び性能に対しては、後発工事によるモルタル吹付の充填は問題ない施工方法であると考えている。」と確認している。

なお、米子県土整備局は、次回以降の後発工事で対応することとした理由は、当時の斜面は比較的安定しており速やかに後発工事を発注することで間詰工の対応可能であると判断できたこと、間詰にはモルタルを吹付けるポンプなど（必要ヤード延長が 20 メートル）が必要となり、硬岩掘削の作業中であつたため、現場で施工するスペースの余裕はなかったこと、前述の硬岩掘削と同様に工程も見通しが立たなかったことによるものであると主張している。

以上、受圧板を設置するにとどめて、間隙部分のモルタル間詰の施工を次回以降の法面工事とした事由に合理性が認められること、実際に B 社の工事において間隙部分のモルタル間詰の施工を行っていること、関係人である本件工事の検査員及び本件工事の受注者 A 社及び受圧板の製造販売会社からの聴き取り結果も米子県土整備局の主張と一致することから考察すると、間隙部分のモルタル間詰の施工は次回以降の法面工事で行うこととして、監督員が現場代理人に平滑でない法面に受圧板を設置する指示を行ったものと判断する。

（３）Ｂ社に発注した工事について

前述のとおり、本件工事においては、監督員が現場代理人に対して岩の突出部を残置するとともに平滑でない法面に受圧板を設置する指示を行っており、その指示に至った事由にも合理性があると考ええる。

従って、岩の突出部の掘削及び間隙部分のモルタル間詰の施工は、後発工事として施工されたものであり、A 社の施工不良を修補するための施工ではないと判断する。

（４）契約不適合に伴う損害について

請求人が主張する「測点 No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと」及び「法面が平滑でないため、接地面積が確保できていないにもかかわらず、そのまま受圧板を設置したこと」は、契約書の設計図書に対する契約不適合が認められたが、その不適合に伴う損害については、次のとおり発生していないものと判断する。

ア 小段ステップの幅の確保

掘削数量については、鳥取県土木工事標準積算基準書及び土木工事数量算出要領（案）に基づき平均断面法で土量計算を行うこととなっており、平均断面法による算出に当たっては、契約図書中の各測点の横断面図を用いることとなっている。横断面図の測点に位置しない局所的に残置した突出部は数量算出上表れないことから岩掘削の数量に変更はなく、費用の増減は伴わない。

本件請求の残置した突出部は測点 KE. 1-2 横断面図と測点 No. 12 横断面図の間に位置するため、掘削の数量に変更はなく、費用の増減は伴わないこととなる。

よって、測点 No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないことに伴う損害は発生していないものと判断する。

イ 平滑でない法面

法面が平滑でないため、受圧板の接地面積を確保するには貧配合のモルタルで間詰めをすることが必要であるという認識のもと、現場条件や工期が不足するなどの理由により上記の間詰めは後発工事で行うことを監督員が指示した結果、本件工事では、所定の数量の受圧板を法面及び（法面に挿入した）鉄筋に定着させるまでがA社に求められた施工内容であり、本件工事の「法面工 鉄筋挿入工」において、数量の変更は生じていないと判断できる。

よって、平滑でない法面に受圧板を設置したことに伴う損害は発生していないものと判断する。

（５）契約不適合に基づく損害賠償請求権について

本件工事の工事請負契約第 49 条の 5 第 10 項において、「引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。」と規定されている。

また、鳥取県建設工事執行規則第 72 条第 8 項においても「引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、知事は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。」と規定されている。

本件工事については、請求人が主張する「測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと」及び「法面が平滑でないため、接地面積が確保できていないにもかかわらず、そのまま受圧板を設置したこと」は、契約不適合であると認められるが、いずれについても監督員の指図により生じたものであるため、施工不良とは言えない。

よって、本件工事の工事請負契約及び鳥取県建設工事執行規則の定めにより、米子県土整備局はA社に対して契約不適合に基づく損害賠償請求をすることはできないものと判断する。

第 5 本件請求に対する結論

請求人は、本件工事に施工不良があり、それに伴う本件工事の契約不適合責任に基づくA社に対する損害賠償請求を行使しないことが法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたる旨主張している。

本件請求について監査を行った結果、請求人が主張する「測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと」及び「法面が平滑でないため、接地面積が確保できていないにもかかわらず、そのまま受圧板を設置したこと」は、契約書の設計図書に対する契約不適合が認められた。しかしながら、その不適合は、現場の地質等に起因した施工内容の変更によるものであり、県の監督員が指図をしたものと判断できることから施工不良とは言えない。

監督員の指図による契約不適合については、鳥取県建設工事執行規則及び契約書の規定により、県に損害賠償請求権は生じないことから、住民監査請求の本措置請求事項については理由がないものと判断する。

また、岩掘削の数量及び鉄筋挿入工の数量に変更はなく、費用の増減は伴わないため、本件工事の契約不適合に伴う県の損害についても発生していないものと判断する。

以上から、本件措置請求事項については、棄却する。

第6 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

請求人から指摘のあった「小段ステップの幅の確保」及び「平滑でない法面」については、いずれも監督員が受注者に指示をした結果であると県は主張しているが、口頭によるもので、文書として残されたものはなかった。

「鳥取県建設工事執行規則」「本契約書」「土木工事施工管理ハンドブック」の規定によれば、今回の指示に係る手続きは書面で行うべきものである。書面がないため県民に施工不良という疑念を持たれても仕方のない状況にあると言える。

平成22年1月に作成された「県民への誓い」には、「県民の信頼に応えるために法令を遵守し、公正、公平で誠実に仕事をします。県民の大切な公金を一円もムダにしません。」のくだりがある。

今一度、県民の大切な公金を取扱う意識を職員へ徹底されるとともに、県民への説明責任を十分に果たすため、定められた手続きを改めて点検し、手続きの遵守を徹底されることを県に強く求める。